

一般財団法人福岡県建築住宅センター

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務料金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定める一般財団法人福岡県建築住宅センター低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務規程（以下「業務規程」という。）に基づき、一般財団法人福岡県建築住宅センター（以下「センター」という。）が実施する、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第 号。以下「法」という。）第53条第1項の低炭素建築物新築等計画の法第54条第1項に定める認定基準への適合に係る技術的審査（以下「技術的審査」という。）に係る料金について、必要な事項を定める。

(技術的審査に係る料金の額)

第2条 業務規程第12条に規定する技術的審査に係る料金の額は、技術的審査依頼一件につき、住宅の戸数の区分により、別表1に掲げるとおりとする。

(附則)

この規程は、平成24年12月4日より施行する。

(附則)

この規定は、平成27年4月1日より施行する。

(附則)

この規定は、令和3年4月1日より施行する。

(附則)

この規定は、令和4年10月1日より施行する。

(附則)

この規定は、令和5年3月15日より施行する。

別表1 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査料金

(単位：円、税込(税率10%))

用途	戸数	技術的審査料金
一戸建ての住宅	1	39,600
長屋、重ね建て住宅、	2～5	78,100
	6～10	105,600
	11～25	144,100
	26～50	199,100
	51～	別途見積
<p>※ 計画変更の場合の料金は上記審査料金の料金(税抜)の2分の1の額とし、1,000円未満を切捨てる(消費税は別途)。 ただし、申請書の記載事項のみの変更については、1住戸につき2,200円とする。 ※適合証再発行については、1住戸につき2,200円とする。 ※共同住宅及び複合建築物の審査手数料については別途見積もりとする。</p>		